

成田市子どもの学習・生活支援事業業務委託基本仕様書

本仕様書は、成田市が委託する「成田市子どもの学習・生活支援事業業務委託」に関し、基本的な事項を定めるものである。

1 件名

成田市子どもの学習・生活支援事業業務委託

2 目的

本事業は、生活困窮世帯の子どもに対し、学習支援及び生活や進学に関する相談・助言等を行うことで、学習習慣・生活習慣の確立や学習意欲の向上を図り、もって貧困の連鎖の防止に資することを目的とする。

3 委託期間

契約締結日の翌日から令和10年3月31日まで

4 支援対象者

支援対象者は、成田市(以下「市」という。)に居住する次の世帯の小学校4年生以上、中学生、義務教育学校4年生以上及び高校生等(過去に本事業を利用していた者に限る。)並びにその保護者とする。

- (1)生活保護受給世帯
- (2)就学援助制度利用世帯
- (3)児童扶養手当受給世帯
- (4)前各号に掲げるもののほか、市が本事業での支援を必要と判断した世帯

5 定員

全体で30名とし、1会場あたり15名程度とする。なお、各会場の人数は目安とし、希望者が定員を超過する場合は、市と成田市子どもの学習・生活支援事業受託事業者(以下「事業者」という。)が協議の上、可能な限り受け入れるものとする。定員のうち、5名を上限としてオンラインによる支援を行うものとする。各会場の定員の変更が必要な場合、市と事業者が協議を行い、別途定めるものとする。

6 利用の手続

(1) 利用申込

本事業の利用を希望する支援対象者の保護者は、利用申込書兼同意書(以下「申込書」と

いう。)を市に提出するものとする。

(2) 利用者決定

市は、申込書をもとに各会場の利用者を決定するとともに、子どもの学習・生活支援事業利用者名簿(以下「利用者名簿」という。)を作成し、事業者へ提供するものとする。

(3) 定員を超える場合の取扱い

提出された申込書に係る支援対象者の数が各会場の定員を超える場合の利用者名簿の作成については、中学校3年生(義務教育学校9年生)から小学校4年生(義務教育学校4年生)においては学年の高い順に、最後に高校生等を利用者名簿へ登載し、定員を超える最初の学年において、定員を充たすまで抽選により選出するものとする。

7 事業内容

(1) 学習支援

高校等受験のための進学支援、学校の勉強の復習、学習の習慣づけ、学び直し

(2) 生活習慣・育成環境の改善

ア 相談支援

学習支援会場を活用した学習・生活支援員等による相談支援、子ども同士の交流場所の提供

イ 日常生活習慣の形成

手洗い、うがい等健康管理の習慣づけ、身だしなみに関する助言等

ウ 社会性の育成

日常生活における挨拶や言葉使いに関する助言等

エ 高校中退防止のための支援

本事業に参加して高校等へ進学した子どものフォロー

オ 保護者への情報提供

子どもの生活習慣等に関する助言、進学に必要な公的支援の情報提供

(3) 進路相談等

学習支援会場における個別の進路相談、関係機関との連絡調整

(4) その他貧困の連鎖の防止に資すると認められる支援

8 実施方法等

(1) 実施方法

学習支援については、原則として2会場での集合型とする。ただし、通所が困難な事情を有する支援対象者が参加を希望する場合等については、事業者において、オンラインによる支援ができる環境を整える等、参加への配慮をすることとする。

使用する教材については、支援対象者が持参したものを使用することを基本とするが、事業者が用意した教材を使用することも可能とする。

(2)実施場所

市の指定する次の会場で実施することを原則とし、市が指定する次の会場の使用料(光熱水費含む。)については、事業者の負担はないものとする。なお、市と協議のうえ、事業者において確保した場所で実施することを可能とする。

ア ニュータウン地区会場:JR 成田駅西口から約3km の地点

イ 遠山地区会場:成田市立三里塚小学校及び成田市立本城小学校から約1kmの地点

(3)実施日数等

ア 教室は、各会場毎に週に1回実施する。ただし、国民の祝日に関する法律(昭和25年法律第178号)に規定する休日及び年末年始(1月2日及び同月3日並びに12月29日から同月31日まで)は除くものとする。委託期間内において市が指定する日程(別紙「成田市子どもの学習・生活支援事業実施予定表」を参照すること。)で年間 48 日以上(令和7年度に限り年間30 日以上)実施し、支援時間は各日3時間程度とする。

なお、災害又は感染症等の止むを得ない理由により、実施日数が達成されない場合は、別途協議のうえ決定する。

イ 上記ア以外にも、事業者と市で協議のうえ、通常の教室のほかに臨時の行事等を実施することができる。

(4)実施予定時間

ア ニュータウン地区会場 :原則月曜日 午後4時30分～午後7時30分

イ 遠山地区会場 :原則木曜日 午後4時30分～午後7時30分

※休日及び年末年始にあたる場合、翌営業日に振替えて実施すること。

ただし、小学校及び義務教育学校4年生～6年生の実施時間は午後4時30分～午後6時とし、実施時間の変更が必要な場合は、市と事業者が協議を行い別途定めるものとする。

(5)事業の実施体制

事業者は、事業を適正に運営するため、次のとおり人員体制を整え、学習サポーターについては必要に応じ配置すること。配置する人員は、本事業の趣旨を十分に理解し、適切に事業を実施できる者を選任すること。なお、本業務の効果的な実施のために別の職種を配置することを妨げるものではない。

ア 事業責任者 [1名]

事業者は、本事業に類する業務に1年以上従事していた経験等を有する者で、事業者の正規職員である者を配置し、次の業務を行わせるものとする。なお、事業責任者は会場管理者を兼任することができるものとする。

①事業全体の統括及び進捗管理

②市との調整、保護者からの問合せ対応等

③学習・生活支援員等の募集及び確保、従事者研修等

④利用開始時の保護者との面談、支援対象者の支援目標の作成

⑤日報、月次実績その他事業実施上必要な事項のとりまとめ及び報告

⑥関係機関との連絡、調整

⑦会場管理者及び学習・生活支援員のみで対応が難しい場合の助言や指導、対応の引継

⑧その他本事業の円滑かつ効果的な実施のため必要な業務

イ 会場管理者 [各会場1名]

事業者は、本事業に類する業務に従事していた経験等を有する者で、大学を卒業した者を会場に常駐させ、次の業務を行わせるものとする。

①会場の運営、安全管理

②学習・生活支援員及び学習サポーターへの助言指導

③支援状況記録のとりまとめ及び支援の進捗管理

④参加者の出欠状況の管理及び呼びかけ

⑤保護者との連絡調整、問合せ対応等

⑥日報、月次実績その他報告書の作成

⑦緊急時の対応

ウ 学習・生活支援員 [各会場定員 15 名に対して3名以上]

事業者は、大学在学中又は大学を卒業した者で講師が出来る者を会場に常駐させ、次の業務を行わせるものとする。

①支援対象者の学習意欲や学習の習熟度に応じた学習支援

②基本的な生活習慣や挨拶、言葉使い等に関する助言

③支援対象者からの生活・進学・進路等に関する相談対応

④支援状況記録の作成

エ 学習サポーター [必要に応じて配置]

事業者は、必要に応じ、大学生等のボランティアを募集し学習サポーターとして配置することができる。学習サポーターを配置する場合、個人情報の漏洩防止等、必要な研修を事業者の責任において実施すること。

(6)事業における創意工夫

事業者は、各会場において、事業者が企画したレクリエーション等の創意工夫を凝らした取組みを定期的に行うこと。

(7)支援対象者の参加に向けた取組み

事業者は、原則として、支援対象者の本事業利用開始時において、保護者と面談を行い、学習課題、基本的な生活習慣等を把握するとともに、支援対象者の支援目標の作成等を行うこと。

また、本事業の特性として、学習習慣がなく学習意識が低い等により本事業利用について消極的な支援対象者が多いことを踏まえ、支援対象者が参加したくなるようなきっかけづくりや自己肯定感を高めるような声掛け、会場のレイアウトや掲示物を計画し、出席率向上に努めること。

(8)安全と健康の確保

事業者は、本事業の実施にあたり、常に支援対象者の安全と健康について配慮し、その保護者等との連絡体制を整備すること。

(9)保険加入

事業者は、本事業の実施にあたり、支援対象者及び学習サポーターの会場までの移動時や会場内で偶然に発生した予知できない事故等による傷害又は死亡を補償するための傷害保険など、必要な保険に加入すること。

(10)関係機関との連携

本事業の実施においては、支援対象者が適切な支援を受けられるよう、在籍する小学校・中学校・義務教育学校や教育委員会、自立相談支援機関、生活保護地区担当ケースワーカー、スクールソーシャルワーカー等の関係機関との連携・調整を適切に行うこと。

(11)事業実施の参考資料

本事業は、国庫補助金を利用するため、厚生労働省が示す以下の資料の内容を踏まえて事業を実施すること。

ア ひとり親家庭等生活向上事業実施要綱

イ 生活困窮者自立支援相談事業等実施要綱

9 効果測定

(1)業務実施に係るアンケート調査等

利用開始時の面談及び支援目標の作成と、各年度末に支援対象者へのアセスメントを実施し、実施効果を測ること。また、業務完了時に支援対象者及びその保護者を対象としたアンケート調査を行い、参加前との比較等により、意識調査を行うこと。

(2)学習・生活支援員にアンケート調査を行い、業務の改善点等を取りまとめること。

(3)前2項については、業務完了後報告書類として提出すること。

10 関係書類の提出

事業者は、本業務の実施にあたり、本仕様書の内容に基づき次の関係書類を作成し、提出するものとする。

(1)実施計画書

ア 事業者は、予め実施計画書を作成し、契約締結後速やかに市に提出して承認を受けなければならない。また、変更が生じる場合は、事前に市の承認を得るものとする。

イ 実施計画書には、次に掲げる事項を記載すること。

- ・業務実施体制(組織図、実施体制(緊急時を含む)、事務分掌等)
- ・実施スケジュール(月間、年間)
- ・その他、業務実施にあたり市が必要と認める事項

(2)出欠報告

事業者は、各会場における支援対象者の出欠状況等について、学習支援を実施した翌営業日までに、メールにて市に報告すること。

(3) 月次報告

事業者は、当月分に関する業務の実施状況等を記載した報告書等を作成し、翌月10日までに、市に提出するものとする。ただし、当該年度の3月分の報告書については、当該年度の3月31日までに提出すること。

ア 支援実施状況

支援実施者数及びその内訳(月計)、出席状況の分析

イ 支援状況記録

支援対象者への支援状況、面談等の記録

ウ 支援対象者等からの意見苦情等(随時)

エ その他必要と認められる報告等(随時)

(4) 年次報告

事業者は、毎年度の業務終了後、速やかに以下の書類を提出すること。

ア 業務完了報告書

イ 業務実施に要した経費内訳(収支決算報告等)

ウ 効果測定に係る調査結果

エ その他市が必要とする書類等

(5) その他

上記(1)～(4)のほか、事業者は、市からの指示に基づき、適宜、必要な書類を作成し、提出するものとする。

11 委託料

(1) 対象となる経費

人件費、交通費、運営費(消耗品費、通信費、賃借料等)、その他市が必要と認めたもの

(2) 費用負担

市は委託料以外の費用を負担しない。また、事業者は支援対象者にこの事業の利用に関する費用負担(教材費を含む)を求めてはならない。

(3) 設備・備品の管理

本事業の委託期間終了に際し、事業者は、委託料により購入した備品等のうち市が指定する備品等については、市に引き渡すこと。

12 個人情報の保護及び情報セキュリティ対策

(1) 本事業を実施する上で個人情報を取り扱うため、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及び毀損の防止その他個人情報の保護を徹底すること。個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)をはじめとする関係法令等を遵守し、個人情報の適切な保護と

利用を行うこと。また、事業に携わる者に、個人情報保護に関する誓約書を提出させるなどして周知徹底を図ること。

(2)学習サポーターを配置する場合、学習サポーターも前項と同様とする。

(3)前2項は、契約終了後も同様とする。

13 苦情対応等

支援対象者などからの意見、苦情および支援対象者と事業者又は従事者との間でトラブルが生じた場合は、すみやかに市へ報告するとともに、原則として事業者の責任で対応すること。

14 損害賠償

本事業の実施にあたり、事業者が市若しくは支援対象者その他の第三者等に損害を与えた場合、又は第三者からの損害を受けた場合は、直ちに市へその状況及び内容を書面で報告するものとする。なお、損害賠償の責任は事業者が負うものとする。

15 業務の引継ぎ

この契約の履行期間が満了するとき又は契約書に基づく契約の解除があるときは、業務の遂行に関する留意事項等を取りまとめた引継書を作成し、契約期間内に市に引き渡すものとする。また、支援継続中の案件については、支援対象者本人の状況を踏まえ、新事業者と個別に引継ぎ等を行い、継続的な支援に遺漏がないように留意すること。なお、市が引継ぎ未完了と認めた場合は、委託期間終了後であっても無償で引継ぎを行うこと。

16 その他

(1)事業者は、本業務の実施にあたっては、労働関係諸法令その他関係法令を遵守するとともに、法令上のすべての責任を負うものとする。

(2)事業者は、本業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、事前に市の承認の上、業務の一部を委託することができる。事業者は、業務の一部を第三者に再委託した場合、再委託先に、本仕様書に定める事業者の義務と同様の義務を負わせるとともに、再委託先の行為及びその結果に対する全ての責任を負うものとする。

(3)本業務の実施にあたっては、市と連携を密にし、疑義が生じた場合は市と事業者が協議のうえこれを処理する。また、各会場への参加者がいないなど、本事業の継続に影響する事態が発生した場合は、市と事業者が協議のうえこれを処理する。

(4)本業務により得られたデータ及び成果品は、市に帰属するものとし、許可なく他に使用あるいは公表してはならない。

(5)著作権、肖像権等、他の個人・団体等の権利を侵害しないよう十分留意すること。

- (6)市が提供する資料等を第三者に提供したり、目的以外に使用したりしないこと。
- (7)この仕様書に定めのない事項又は解釈に疑義が生じた事項については、市と事業者が協議のうえ、別途定めるものとする。

令和7年度実施予定表

4月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

5月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

6月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

7月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

8月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

9月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

10月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

11月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30						

12月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

1月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

2月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28

3月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

 ニュータウン地区会場実施日

 遠山地区会場実施日

令和8年度実施予定表

4月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

5月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

6月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

7月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

8月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

9月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

10月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

11月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

12月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

1月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

2月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28						

3月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

 ニュータウン地区会場実施日

 遠山地区会場実施日

令和9年度実施予定表

4月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	

5月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

6月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

7月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

8月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

9月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

10月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

11月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

12月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

1月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

2月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29				

3月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

 ニュータウン地区会場実施日

 遠山地区会場実施日